

愛知県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり瀬戸市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和8年3月30日

愛知県公安委員会委員長 中尾友紀



1 合意した者

- (1) 瀬戸市
- (2) 名鉄バス株式会社
- (3) 瀬戸自動車運送株式会社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、瀬戸市及び名鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
瀬戸自動車運送株式会社	道路運送法第21条許可によるデマンドバスの実証実験運行	瀬戸市地域公共交通会議事業 令和8年度瀬戸市コミュニティバス運行事業（品野おでかけバス）

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

## 別紙

停留所名	所在地
榎戸（往復） 上半田川町集荷所（往復） 寺前橋（往復） 西新田（往路） 西新田（復路） 名古屋学院大学（往路） 名古屋学院大学（復路） 北山団地中（往復） 北山団地（往復） 菩提寺前（往復） 桑下（往路） 桑下（復路） 品野台小学校（往復） 広之田（往復） 広之田集会所（往復） 北丘町北（往復） 北丘団地（往復） 北丘町南（往復） しなのバスセンター（往復） バロー品野（往復）	瀬戸市上半田川町 1581 番の 3 地先 瀬戸市上半田川町 345 番地先 瀬戸市上半田川町 851 先 瀬戸市上半田川町 185 番地先 瀬戸市上半田川町 201 番の 1 地先 瀬戸市上品野町 1350 番の 87 地先 瀬戸市上品野町 1350 番の 37 瀬戸市上品野町 1380 番地の 30 瀬戸市上品野町 1380 番の 56 地先 瀬戸市上品野町 1014 番の 55 地先 瀬戸市上品野町 1146 番の 2 地先 瀬戸市上品野町 1146 番の 1 地先 瀬戸市上品野町 1212 番地先 瀬戸市広之田町 51 番地先 瀬戸市広之田町 581 番地先 瀬戸市北丘町 189 番の 3 地先 瀬戸市北丘町 52 番地の 3 地先 瀬戸市北丘町 72 番の 4 地先 瀬戸市品野町 6 丁目 88 瀬戸市品野町 4 丁目 66 番地の 2
片草町民会館（往復） 白岩町（往路） 白岩町（復路） 白岩口（往路） 白岩口（復路） 一之瀬橋（往復） 上品野（往路） 上品野（復路） 中町（往路） 中町（復路） 城前（往路） 城前（復路） 中洞（往路） 中洞（復路） 上品野口（往路） 上品野口（復路） 中品野（往路） 中品野（復路） 品野（往路） 品野（復路）	瀬戸市片草町 226-5 先 瀬戸市白岩町 357-2 先 瀬戸市白岩町 386-6 先 瀬戸市白岩町 79-5 先 瀬戸市白岩町 93 先 瀬戸市白岩町 8 番地先 瀬戸市上品野町 713 番の 3 地先 瀬戸市上品野町 715 番地先 瀬戸市上品野町 560 番地先 瀬戸市上品野町 549 番地先 瀬戸市上品野町 389 番地先 瀬戸市上品野町 383 番の 2 地先 瀬戸市上品野町 167 番地先 瀬戸市上品野町 169 番地先 瀬戸市上品野町 43 番の 4 地先 瀬戸市上品野町 43 番の 3 地先 瀬戸市中品野町 14 番地先 瀬戸市中品野町 563 番地先 瀬戸市品野町 7 丁目 28 番地先 瀬戸市品野町 6 丁目 39 番地先
鳥原橋（往復） 鳥原町西（往復） 鳥原町中（往復） 鳥原町東（往復） 岩屋堂（往復） 窯町（往路） 窯町（復路） 二又池北（往復） 窯東山（往復） 品野町 3 丁目東（往復） 品野町 3 丁目西（往復）	瀬戸市鳥原町 26 先 瀬戸市鳥原町 200 番地先 瀬戸市鳥原町 706 番地先 瀬戸市鳥原町 522 番地先 瀬戸市岩屋町 56 先 瀬戸市窯町 548-11 先 瀬戸市窯町 548-19 先 瀬戸市窯町 527 番地の 1 先 瀬戸市窯町 442 番地の 2 先 瀬戸市品野町 3 丁目 484-4 先 瀬戸市品野町 3 丁目 242 先